

LIFE 関連加算に関する事務処理手順について

■介護老人福祉施設

LIFE に関連する加算	LIFE への情報提出頻度	提出情報の時点	猶予期間	提出情報の基 となる様式等
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ) 科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	利用者ごとに下記(1)から(4)までに定める月の 翌月 10 日まで (1) 既利用者 (※1) : 加算算定開始月 (2) 新規利用者 (※2) : 当該サービスの利用開 始日の属する月 (3) (1)又は(2)の月のほか、少なくとも 6 月ごと (4) サービスの利用を終了する日の属する月	利用者ごとに、以下の時点における情報とす ること (1) : 当該算定開始時 (2) : 当該サービスの利用開始時 (3) : 前回提出日以降 (4) : 当該サービスの利用終了時	(R3. 4 月～同 9 月末に算定開始 の場合) 算定を開始する月の 5 月後の月の 翌月 10 日 (R3. 10 月～R4. 2 月末に算定開 始の場合) 令和 4 年 3 月の翌月 10 日	■
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	利用者ごとに下記(1)から(3)までに定める月の 翌月 10 日まで (1) 新規に個別機能訓練計画の作成を行った日 の属する月 (2) 個別機能訓練計画の変更を行った日の属す る月 (3) (1)又は(2)のほか、少なくとも 3 月に 1 回	利用者ごとに、以下の時点における情報とす ること (1) : 当該情報の作成時 (2) : 当該情報の変更時 (3) : 前回提出時以降	なし	■
ADL 維持等加算 (Ⅰ) ADL 維持等加算 (Ⅱ)	利用者等ごとに、評価対象利用開始月及び評価 対象利用開始月の翌月から起算して 6 月目の 月の翌月 10 日まで	評価対象利用開始月の翌月から起算して 6 月 目にサービスの利用がない場合については、 当該サービスの利用があった最終の月の情報 を提出	なし	添付第 16 号 2 イ(2)の ADL 値 ■
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) 褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	利用者等ごとに下記(1)から(3)までに定める月 の翌月 10 日まで (1) 既利用者等 (※3) : 加算算定開始月 (2) 新規利用者等 (※4) : 当該サービスの利用 開始日の属する月 (3) 褥瘡の発生と関係のあるリスクに係る評価 を行った日の属する月 (評価は少なくとも 3 月 に 1 回行うものとする。)	利用者等ごとに、以下の時点における情報とす ること (1) : 介護記録等に基づき、既利用者等ごとの利 用開始時又は施設入所時における評価の情報 及び当該算定開始時における情報 (2) : 当該サービスの利用開始時における情報 (3) : 当該評価時における情報	令和 3 年度は、令和 4 年 4 月 10 日 までに提出 (注意) 当該猶予期間の適用を必要とする 理由及び提出予定時期等を盛り込 んだ計画の策定が必要	■

排せつ支援加算	褥瘡マネジメント加算と同様	褥瘡マネジメント加算と同様	褥瘡マネジメント加算と同様	
自立支援促進加算	褥瘡マネジメント加算と同様	褥瘡マネジメント加算と同様	なし	
栄養マネジメント強化加算	個別機能訓練加算（Ⅱ）と同様	個別機能訓練加算（Ⅱ）と同様	令和3年度は、令和4年4月10日までに提出 (注意) 当該猶予期間の適用を必要とする理由及び提出予定時期等を盛り込んだ計画の策定が必要	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）と同様	個別機能訓練加算（Ⅱ）と同様	なし	

※1 既利用者とは、「本加算の算定を開始しようとする月においてサービスを利用している利用者」をいう

※2 新規利用者とは、「本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を開始した利用者」をいう

※3 既利用者等とは、「本加算の算定を開始しようとする月においてサービスを利用している利用者等」をいう

※4 新規利用者等とは、「本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を開始した利用者等」をいう

■通所介護

LIFEに関連する加算	LIFE への情報提出頻度	提出情報の時点	猶予期間	提出情報の基 となる様式等
科学的介護推進体制加算	利用者ごとに下記(1)から(4)までに定める月の翌月 10 日まで (1) 既利用者 (※1) : 加算算定開始月 (2) 新規利用者 (※2) : 当該サービスの利用開始日の属する月 (3) (1)又は(2)の月のほか、少なくとも 6 月ごと (4) サービスの利用を終了する日の属する月	利用者ごとに、以下の時点における情報とすること (1) : 当該算定開始時 (2) : 当該サービスの利用開始時 (3) : 前回提出日以降 (4) : 当該サービスの利用終了時	(R3. 4 月～同 9 月末に算定開始の場合) 算定を開始する月の 5 月後の月の翌月 10 日 (R3. 10 月～R4. 2 月末に算定開始の場合) 令和 4 年 3 月の翌月 10 日	■
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	利用者ごとに下記(1)から(3)までに定める月の翌月 10 日まで (1) 新規に個別機能訓練計画の作成を行った日の属する月 (2) 個別機能訓練計画の変更を行った日の属する月 (3) (1)又は(2)のほか、少なくとも 3 月に 1 回	利用者ごとに、以下の時点における情報とすること (1) : 当該情報の作成時 (2) : 当該情報の変更時 (3) : 前回提出時以降	なし	■
ADL 維持等加算 (Ⅰ) ADL 維持等加算 (Ⅱ)	利用者等ごとに、評価対象利用開始月及び評価対象利用開始月の翌月から起算して 6 月目の月の翌月 10 日まで	評価対象利用開始月の翌月から起算して 6 月目にサービスの利用がない場合については、当該サービスの利用があった最終の月の情報を提出。	なし	添付第 16 号 2 イ(2)の ADL 値 ■
栄養アセスメント加算	入所者ごとに、(1)及び(2)に定める月の翌月 10 日まで (1) 栄養アセスメントを行った日の属する月 (2) (1)の月のほか、少なくとも 3 月に 1 回	利用者ごとに、以下の時点における情報とすること (1) : 当該アセスメントの実施時点 (2) : 前回提出時以降の情報	なし	■
口腔機能向上加算 (Ⅱ)	個別訓練機能加算 (Ⅱ) と同様	個別訓練機能加算 (Ⅱ) と同様	なし	■

※1 既利用者とは、「本加算の算定を開始しようとする月においてサービスを利用している利用者」をいう

※2 新規利用者とは、「本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を開始した利用者」をいう

■その他

LIFEに関連する加算	LIFE への情報提出頻度	提出情報の時点	猶予期間	提出情報の基 となる様式等
リハビリテーションマ ネジメント加算 (A) ロ及び (B) ロ	個別訓練機能加算 (Ⅱ) と同様	個別訓練機能加算 (Ⅱ) と同様	なし	■
リハビリテーションマ ネジメント計画書情報 加算	個別訓練機能加算 (Ⅱ) と同様	個別訓練機能加算 (Ⅱ) と同様	なし	■
理学療法、作業療法及 び言語聴覚療法に係る 加算	個別訓練機能加算 (Ⅱ) と同様	個別訓練機能加算 (Ⅱ) と同様	なし	■
かかりつけ医連携薬剤 調整加算 (Ⅱ)	入所者ごとに下記(1)から(4)までに定める月の 翌月 10 日まで (1) 施設に入所した日の属する月 (2) 処方内容に変更が生じた日の属する月 (3) (1)又は(2)の月のほか、少なくとも3月に1 回 (4) 施設を退所する日の属する月	以下の時点における情報とすること (1)：当該入所時 (2)：当該変更時 (3)：前回提出時以降 (4)：当該退所時	なし	■
薬剤管理指導の注2の 加算	入所者ごとに下記(1)から(4)までに定める月の 翌月 10 日まで (1) 既利用者 (※1)：加算算定開始月 (2) 新規利用者 (※2)：当該サービスの利用 開始日の属する月 (3) 処方内容に変更が生じた日の属する月 (4) (1)、(2)又はウの月のほか、少なくとも3月 に1回	以下の時点における情報とすること (1)：当該算定を開始しようとする月時点にお ける情報及び当該者の施設入所時 (2)：当該入所時 (3)：当該変更時 (4)：前回提出時	なし	■

※1 既利用者とは、「本加算の算定を開始しようとする月においてサービスを利用している利用者」をいう

※2 新規利用者とは、「本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を開始した利用者」をいう